

情報通信審議会情報通信技術分科会
IP ネットワーク設備委員会
安全・信頼性検討作業班（第 30 回）議事要旨

1 日時

平成 26 年 12 月 4 日（木）10 時 00 分～10 時 30 分

2 場所

総務省 10 階 共用 10 階会議室

3 出席者（敬称略）

（1）構成員

相田 仁（主任）、大久保 明（主任代理）、池田 正、大山 真澄、尾形 わか
は、加藤 潤、木村 孝（代理：小野 哲）、久保田 伸、小林 真寿美、柴田 克
彦、高井 久徳、原田 昌彦、三膳 孝通、向山 友也、矢入 郁子、吉田 治生

（2）事務局（総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課）

塩崎 充博、富岡 秀夫、寺岡 秀礼、本田 昭浩

4 議事

- 資料安作 30-1 に基づき事務局より第 29 回の議事要旨案を確認した。
- 「情報通信審議会 情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会 安全・信頼性検討作業班報告（案）」（資料安作 30-2）について事務局より説明した。
- 資料安作 30-3 に基づき今後の予定について事務局より説明した。主な討議は以下のとおり。
 - ・ 意見募集であり意見が出なければ、会合の開催は省略し、「情報通信ネットワーク 安全・信頼性基準 解説」に記載する内容はメール等で審議することとしたい。
 - ・ 既存の回線設置事業者が、有料・一定規模以上の回線非設置事業を営んでいる場合、回線設置事業を対象としてすでに届け出ている管理規程へ、当該回線非設置事業に対する記載を組み込んで届け出ることになるのか。
 - ・ （事務局）そのとおり。
 - ・ その場合、管理規程に組み込まなければならない回線非設置事業はどのように決まるのか。
 - ・ （事務局）新たに指定される回線非設置事業者と不均衡が生じないよう御対応いただきたいと考えている。
 - ・ 施行日は告示に書かれるのか。また、経過措置はあるのか。
 - ・ （事務局）来年度 4 月 1 日施行と告示に記載する。経過措置は予定していない。

- ・ 回線設置事業者が回線非設置事業を行う場合、どのような条件を満たせば回線非設置事業に対しても義務を負うのか明確にした方がよいのではないか。
- ・ （事務局）回線設置事業者が回線非設置事業を行う場合、当該回線非設置事業が有料・一定規模以上であれば義務がかかるという考え方になると思うが、今後整理して示させていただきたい。

以上